

# 随意契約報告書

- 1 担当課 環境課
- 2 施行番号 契水環 第 79 号
- 3 事業名 エコセンター恵那 ごみクレーン点検整備工事
- 4 事業場所 エコセンター恵那
- 5 事業概要 年次点検・整備 クレーン台数 2基、横行及び走行車輪装置交換 2基。
- 6 工期 令和 6年 7月17日 ~ 令和 7年 3月21日
- 7 請負代金額 19,525,000 円
- 8 契約締結日 令和 6年 7月17日
- 9 契約相手方 住所 岐阜県不破郡関ヶ原町大字関ヶ原 2 0 6 7  
名称 関ヶ原ゼネラル・サービス(株)  
代表取締役 矢橋 英明
- 10 契約相手方の選定理由  
167条の2第1項第2号 その性質又は目的が競争入札に適しない場合に該当  
  
別紙「随意契約理由書」添付

## 随意契約理由書

### 契約の適用法令

167 条の 2 の 1 項第 2 号 その性質又は目的が競争入札に適しない場合に該当

### 契約の相手方

氏 名 関ヶ原ゼネラル・サービス株式会社 代表取締役 矢橋 英明

住 所 岐阜県不破郡関ヶ原町大字関ヶ原 2 0 6 7 番地

### 理 由

- 1) 本施設のクレーンは関ヶ原ゼネラル・サービス(株)が、設計、製作、設置、調整を行っている特殊製品である。
- 2) 関ヶ原ゼネラル・サービス(株)には製作時の図面がすべて整っているため、部品や機器の交換時の手配が最短で可能である。
- 3) 関ヶ原ゼネラル・サービス(株)製クレーンである為、設計思想及び機器に対して精通しており、早急な対応が可能である。

今回実施するごみクレーンの点検整備は、労働安全衛生法第 45 条およびクレーン等安全規則第 34 条に規定する定期自主検査に該当し、施設の運転に影響が出ないように限られた時間内で診断等を行う必要があり、関ヶ原ゼネラル・サービス(株)以外では業務に支障が生じる恐れがあることから、この業者を随意契約の相手方とするもの。

# 随意契約報告書

- 1 担当課 環境課
- 2 施行番号 契水環 第 80 号
- 3 事業名 エコセンター恵那 処理施設定期修繕工事
- 4 事業場所 エコセンター恵那
- 5 事業概要 熱風炉（バーナー部品交換）、脱臭炉（熱交換器・ダクト清掃）、成形機（ロールシエル組替3回、リングダイ1回）、月例点検業務。
- 6 工期 令和 6年 7月17日 ~ 令和 7年 3月21日
- 7 請負代金額 110,000,000 円
- 8 契約締結日 令和 6年 7月17日
- 9 契約相手方 住所 神奈川県横浜市鶴見区弁天町 3  
名称 J F E 環境サービス（株）  
代表取締役社長 保延 和義
- 10 契約相手方の選定理由  
167条の2第 1 項第2号 その性質又は目的が競争入札に適しない場合に該当

別紙「随意契約理由書」添付

# 随意契約理由書

## 契約の適用法令

167 条の 2 の 1 項第 2 号 その性質又は目的が競争入札に適しない場合に該当

## 契約の相手方

氏 名 JFE 環境サービス株式会社 代表取締役社長 保延 和義

住 所 横浜市鶴見区弁天町 3 番地

## 経 緯

エコセンター恵那は 2014 年に炭化炉を停止し RDF 製造施設に変更した。この変更に伴い燃料費のランニングコストを押さえるために必要な乾燥設備・熱交換炉改造工事を実施した。これらの工事は、既設設備の大幅変更を伴うことから、RDF 製造に実績のある JFE 環境サービス（株）が設計し当初施工を行った。

## 理 由

エコセンター恵那における今回の処理施設定期修繕工事は製造機器の延命を図ることおよび固形燃料（RDF）の安定的な製造と施設の運転に影響が出ないことを目的として計画的に機械部品等の交換、清掃等の施工をする必要があるためこれまでの修繕経緯を熟知し設計理念を保有している事業者でないと業務に支障が生じる恐れがある。

以上の理由により、当初施工を行った JFE 環境サービス(株)を随意契約の相手方とするもの。

# 随意契約報告書

- 1 担当課 情報政策課
- 2 施行番号 契ま情 第 47 号
- 3 事業名 飯地町露出配管線工事
- 4 事業場所 飯地町
- 5 事業概要 既設光ファイバーケーブルの撤去、新規露出配管線敷設
- 6 工期 令和 6年 7月18日 ~ 令和 6年 9月30日
- 7 請負代金額 4,653,000 円
- 8 契約締結日 令和 6年 7月18日
- 9 契約相手方 住所 岐阜県恵那市長島町正家1-6-1  
名称 (株)アミックスコム  
代表取締役 伊藤 義仁
- 10 契約相手方の選定理由  
167条の2第1項第2号 その性質又は目的が競争入札に適しない場合に該当  
  
別紙「随意契約理由書」のとおり

## 随意契約理由書

番 号	契ま情第47号
業 務 名	飯地町露出配管線工事
場 所	恵那市飯地町
業務期間	令和6年7月18日から令和6年9月30日まで
相 手 先	株式会社アミックスコム
随意理由	本業務は、恵那市が光ケーブルを共架しているNTT柱が抜柱されることに伴い、NTT柱を使用しない方法で新たに光ケーブルを敷設し直す工事である。当該ケーブルは当市が株式会社アミックスコムに保守を委託している設備であるため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号（その性質又は目的が競争入札に適しない場合）により随意契約とする。

# 随意契約報告書

- 1 担当課 上下水道課（水工）
- 2 施行番号 契水工 第 26 号
- 3 事業名 中野方浄水場原水濁度計更新工事
- 4 事業場所 中野方町
- 5 事業概要 原水濁度計更新 N=1式
- 6 工期 令和 6年 8月26日 ~ 令和 7年 3月17日
- 7 請負代金額 2,530,000 円
- 8 契約締結日 令和 6年 8月26日
- 9 契約相手方 住所 愛知県名古屋市千種区内山3-7-3  
名称 オルガノプラントサービス（株）中部事業所  
中部事業所長 木戸 正昭
- 10 契約相手方の選定理由  
167条の2第1項第2号 その性質又は目的が競争入札に適しない場合に該当

別紙のとおり

## 随意契約をすることができる場合に該当することの説明書

<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約をすることができる場合</p>	<p>今回の契約が左に該当することの説明</p>
<p>不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき</p>	<p>原水濁度計の故障により、PACの注入量が自動調整されないため、膜ろ過の運転に使用が出ている。 自動調整に復旧できるよう計器の更新が必要であるが、更新後の設計、試運転は管理業務を委託しているオルガノプラントサービスでしか行えない。</p> <p>上記のことから、オルガノプラントサービス(株) 中部事業所を随意契約の相手方とするものです。</p>



# 随意契約報告書

- 1 担当課 社会教育課
- 2 施行番号 契教社 第 10 号
- 3 事業名 先人顕彰拠点施設展示工事
- 4 事業場所 岩村町旧岩村振興事務所
- 5 事業概要 (仮称)佐藤一斎記念館及び関連部分の造作、内装仕上げ、展示ケース工事、照明・電気、映像制作等を行う。
- 6 工期 令和 6年 9月 6日 ~ 令和 7年 9月10日
- 7 請負代金額 119,350,000 円
- 8 契約締結日 令和 6年 9月 6日
- 9 契約相手方 住所 東京都港区台場 2 丁目 3 番 4 号  
名称 (株)乃村工藝社  
代表取締役 社長執行 奥本 清孝
- 10 契約相手方の選定理由  
167条の2第 1 項第2号 その性質又は目的が競争入札に適しない場合に該当

別紙のとおり

随意契約をすることができる場合に該当することの説明書

<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約をすることができる場合</p>	<p>今回の契約が左に該当することの説明</p>
<p>その性質又は目的が競争入札に適さない場合に該当するとき</p>	<p>本業務は、旧岩村振興事務所1階西側部分を利活用し、郷土の先人である佐藤一斎を中心とする先人顕彰の拠点施設を整備するため、展示に関する造作・内装仕上げ、映像制作等を行うものである。</p> <p>本業務の履行にあたっては、令和4年度に行った「契教生第96号 恵那市先人顕彰拠点施設デザイン等作成業務委託」において作成されたコンセプトデザインの考え方やデザインに基づき、令和5年度に「契教生第78号 恵那市先人顕彰拠点施設展示設計業務委託」において、展示構成リスト・展示造作設計図・グラフィック関連設計図・映像関連設計図が作成された。</p> <p>「契教生第96号 恵那市先人顕彰拠点施設デザイン等作成業務委託」の業者選定にあたっては、公募型プロポーザル方式により（株）乃村工藝社と契約を締結しており、展示設計から施工業務に至る一貫した業務履行を求めている。</p> <p>施工に至るまでコンセプトデザインの考え方やデザインが、確実に反映されることが求められ、（株）乃村工藝社による一貫した業務履行が、最も円滑かつ効率的である。</p> <p>よって、（株）乃村工藝社と随意契約を行う。</p>

# 随意契約報告書

- 1 担当課 上下水道課（水工）
- 2 施行番号 契水工 第 29 号
- 3 事業名 山岡兼平浄水場浄水池入口自動弁設置工事
- 4 事業場所 山岡町
- 5 事業概要 兼平浄水場 浄水池入口自動弁設置工事 N=1式
- 6 工期 令和 6年 9月12日 ~ 令和 7年 3月24日
- 7 請負代金額 23,100,000 円
- 8 契約締結日 令和 6年 9月12日
- 9 契約相手方 住所 愛知県名古屋市千種区内山3-7-3  
名称 オルガノプラントサービス（株）中部事業所  
中部事業所長 木戸 正昭
- 10 契約相手方の選定理由  
167条の2第1項第2号 その性質又は目的が競争入札に適しない場合に該当

別紙のとおり

## 随意契約をすることができる場合に該当することの説明書

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約をすることができる場合	今回の契約が左に該当することの説明
その他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。	<p>1 当業務にて設置する自動弁は原水濁度に応じて開閉したり、浄水池の水位に応じて開閉するものであり、調整を行うには兼平浄水場に精通し、経験と知識が必要である。</p> <p>兼平浄水場の運転管理については、令和4年度からの長期継続契約にて恵那市水道施設運転管理業務委託をオルガノプラントサービス(株)中部事業所と契約している。</p> <p>また、施設の運転管理と本工事は、密接不可分の関係にあることから、同一業者以外の者に施工させた場合、既設の設備等の運用に著しい支障が生ずるおそれがある。</p> <p>上記のことから、オルガノプラントサービス(株)中部事業所を随意契約の相手方とするものです。</p>

# 随意契約報告書

- 1 担当課 環境課
- 2 施行番号 契水環 第 97 号
- 3 事業名 エコセンター恵那No.1乾燥物コンベヤ他修繕
- 4 事業場所 エコセンター恵那
- 5 事業概要 No.1乾燥物コンベヤ補修、乾燥排ガスダクト補修、乾燥物排出コンベヤスライドゲート調整、No.2破袋物コンベヤフランジ（波棧）補修
- 6 工期 令和 6年 9月12日 ~ 令和 6年10月31日
- 7 請負代金額 3,883,000 円
- 8 契約締結日 令和 6年 9月12日
- 9 契約相手方 住所 愛知県名古屋市西区名駅二丁目 2 7 番 8 号  
名称 メタウォーター（株）営業本部 中日本営業部  
部長 桑田 貴史
- 10 契約相手方の選定理由  
167条の2第 1 項第5号 緊急の場合に該当

別紙「随意契約理由書」添付

# 随意契約理由書

## 契約の適用法令

地方自治法施行令 第 167 条の 2 第 1 項第 5 号（緊急の場合）

## 契約の相手方

氏 名 メタウォーター（株） 中日本営業部 部長 桑田 貴史

住 所 名古屋市西区名駅二丁目 27 番 8 号

## 理 由

エコセンター恵那の通常点検の際に No. 1 乾燥物コンベヤ、乾燥排ガスダクト、乾燥物排出コンベヤスライドゲート、No. 2 破袋物コンベヤフランジに損傷を発見したため緊急修繕を行う。このままの状態が続けばごみ処理過程で次の処理が出来ずごみの受け入れが出来なくなる恐れがあるため早急な対応が必要である。

上記乾燥設備および破袋設備の機器については日頃からメタウォーター（株）が整備を担当しており、今回の修繕工事についても当該事業者が早急に対応可能であるとの回答を得た。修繕にはこれまでの整備経過や図面などの情報が必要なため当該事業者でなければ早期復旧は技術的に不可能である。

以上の理由により、上記事業者を随意契約の相手方とするもの。

# 随意契約報告書

- 1 担当課 環境課
- 2 施行番号 契水環 第 98 号
- 3 事業名 エコセンター恵那 定期（点検・清掃）工事
- 4 事業場所 エコセンター恵那
- 5 事業概要 脱臭排ガス用空気圧縮機点検整備、計装用空気圧縮機点検整備、雑用空気圧縮機点検整備、窒素ガス発生装置点検整備、排水処理設備点検整備、排ガス分析計点検整備、酸素濃度計点検整備、塩化水素濃度計点検整備、ガス検知警報器点検整備等、他清掃業務
- 6 工期 令和 6年 9月12日 ~ 令和 7年 3月21日
- 7 請負代金額 49,500,000 円
- 8 契約締結日 令和 6年 9月12日
- 9 契約相手方 住所 愛知県名古屋市西区名駅二丁目 2 7 番 8 号  
名称 メタウォーター（株）営業本部 中日本営業部  
部長 桑田 貴史
- 10 契約相手方の選定理由  
167条の2第 1 項第2号 その性質又は目的が競争入札に適しない場合に該当
- 別紙「随意契約理由書」添付

## 随意契約理由書

### 契約の適用法令

167条の2の1項第2号 その性質又は目的が競争入札に適しない場合に該当

### 契約の相手方

氏名 メタウォーター株式会社 中日本営業部 部長 桑田 貴史  
住所 名古屋市西区名駅二丁目27番8号

### 理由

本施設は、当初(株)栗本鐵工所が受注し設計及び施工を行った施設である。その後、いくつかの変遷を経て現在ではメタウォーター(株)が技術情報を含めメンテナンス技術を引き継いでいる。

今回行う各機器の点検整備は、機器や設備の管理に特殊技術を必要とするものが多数存在し、そのメンテナンスは当初から設計施工を行った業者以外不可能かつ、限られた時間内で過去の点検整備状況との比較や診断、及び清掃作業により、飛灰、排ガスのダイオキシン類の発生を抑制することを目的として行う整備であるため、技術情報やメンテナンス情報を引き継ぎ、作業を熟知しているメタウォーター(株)以外では困難であることから上記事業者を随意契約の相手方とするもの。



# 随意契約報告書

- 1 担当課 上下水道課（特環）
- 2 施行番号 契特環 第 25 号
- 3 事業名 竹折浄化センター自動スクリーン修繕工事
- 4 事業場所 竹折浄化センター
- 5 事業概要 自動スクリーン N=1台
- 6 工期 令和 6年 9月13日 ~ 令和 7年 3月14日
- 7 請負代金額 3,377,000 円
- 8 契約締結日 令和 6年 9月13日
- 9 契約相手方 住所 岐阜県本巣市下福島308  
名称 東海環境事業（株）  
代表取締役 玉川 貴文
- 10 契約相手方の選定理由  
167条の2第1項第2号 その性質又は目的が競争入札に適しない場合に該当

別紙のとおり

## 随意契約をすることができる場合に該当することの説明書

<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約をすることができる場合</p>	<p>今回の契約が左に該当することの説明</p>
<p>不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき</p>	<p>1 当装置（スクリーン）は下水処理の工程で、下水に含まれる浮遊固形物を分離・除去する重要な機器であるが、経年劣化により分離・除去に支障を来すため修繕する。</p> <p>竹折処理区施設維持管理にあたって現在東海環境事業（株）と契約を締結し維持管理業務を行っており、施設内の機器に精通している。また、処理施設の維持管理を行う過程で作業が発生するため、東海環境事業（株）と随意契約を行いたい。</p> <p>上記のことから、東海環境事業株式会社を随意契約の相手方とするものです。</p>

# 随意契約報告書

- 1 担当課 環境課
- 2 施行番号 契水環 第 105 号
- 3 事業名 リサイクルセンター破砕機破砕刃交換点検等修繕
- 4 事業場所 恵那市リサイクルセンター
- 5 事業概要 部品交換：破砕刃 21枚、スペーサ 4枚、自動調心ころ軸受  
2個、ダストシール 2個
- 6 工期 令和 6年 9月26日 ~ 令和 6年12月27日
- 7 請負代金額 5,742,000 円
- 8 契約締結日 令和 6年 9月26日
- 9 契約相手方 住所 愛知県大府市横根町惣作 2 0 8  
名称 (株)新居浜鉄工所  
代表取締役 森實 建介
- 10 契約相手方の選定理由  
167条の2第1項第2号 その性質又は目的が競争入札に適しない場合に該当  
  
別紙「随意契約理由書」添付

## 随意契約理由書

### 契約の適用法令

167条の2の1項第2号 その性質又は目的が競争入札に適しない場合に該当

### 契約の相手方

氏名 (株)新居浜鐵工所 代表取締役工場長 森實 健介  
住所 愛知県大府市横根町惣根 208 番地

### 理由

- 1) 本施設の破砕機は(株)新居浜鐵工所が、製作・設置・調整を行っている特殊機器である。
- 2) 当該破砕機は(株)新居浜鐵工所製の破砕機であるため、設計思想及び機器に対して精通しており、早急な対応が可能である。
- 3) 市内・県内に営業所や代理店はないが最短復帰が出来る体制を整えている。
- 4) (株)新居浜鐵工所内には破砕刃の在庫があり緊急時の即時対応が可能である。
- 5) エコセンター恵那の過去の修繕記録等をメンテナンス情報として把握しているため短期・長期の機器保全管理が可能である。

以上の事から今回行う破砕刃の交換及び点検等整備修繕は、限られた時間内での修繕、前年度の点検等の状況をふまえた比較・診断、技術情報やメンテナンスデータの蓄積及び作業を熟知している(株)新居浜鐵工所以外では困難であることからこの事業者を随意契約の相手方とするもの。

# 随意契約報告書

- 1 担当課 環境課
- 2 施行番号 契水環 第 108 号
- 3 事業名 恵那市リサイクルセンター 二方締圧縮機修繕
- 4 事業場所 恵那市リサイクルセンター
- 5 事業概要 部品交換：本体底板ライナー他各種ライナー、油圧ポンプ、油圧ホース、電磁弁類。
- 6 工期 令和 6年 9月26日 ~ 令和 7年 1月31日
- 7 請負代金額 4,675,000 円
- 8 契約締結日 令和 6年 9月26日
- 9 契約相手方 住所 埼玉県草加市稻荷2-1-14  
名称 (株)北町機械  
代表取締役 佐々木 勲
- 10 契約相手方の選定理由  
167条の2第1項第2号 その性質又は目的が競争入札に適しない場合に該当  
  
別紙「随意契約理由書」添付

## 随意契約理由書

### 契約の適用法令

167条の2の1項第2号 その性質又は目的が競争入札に適しない場合に該当

### 契約の相手方

氏名 (株)北町機械 代表取締役 佐々木 勲  
住所 埼玉県草加市稲荷 2-1-14

### 理由

- 1) 本施設の二方締圧縮機は、(株)北町機械が、製作・設置・調整を行っている特殊機器である。
- 2) 当該圧縮機は(株)北町機械製であるため、設計思想及び機器に対して精通しており、早急な対応が可能である。
- 3) 市内・県内に営業所や代理店がないため、遠方ではあるが、最短復帰が出来る体制を整えている。
- 4) (株)北町機械は、緊急時の即時対応が可能である。
- 5) 恵那リサイクルセンターの過去の修繕記録等をメンテナンス情報として把握しているため、短・長期の機器保全管理が可能である。

以上の事から、今回行う二方締圧縮機補修修繕は、限られた時間内での修繕、前年度までの点検等の状況を比較・診断を行い、技術情報やメンテナンスデータの蓄積及び作業を熟知している(株)北町機械以外では困難であることからこの事業者を随意契約の相手方とするもの。